

報告第1号

予算の繰越しについて

令和4年度逗子市下水道事業会計予算に係る建設改良費のうち、次の繰越計算書のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき令和5年度に繰り越したもので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和4年度逗子市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	国県補助金
						円
1 資本的支出	1 建設改良費	合流改善対策	82,300,000	0	82,300,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場長寿命 化対策	3,977,000	0	3,977,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場長寿命 化対策	51,370,000	0	51,370,000	0

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	そ の 他			
円 82,300,000	円 0	円 0	円 0	令和4年度逗子第5分区雨水渠整備工事の遅延に伴い、年度内完了が困難となったため。
3,977,000	0	0	0	第2系列最終沈殿池スクム収集ポンプ更新工事の遅延に伴い、年度内完了が困難となったため。
51,370,000	0	0	0	第1・2系列No.1し渣搬出機更新工事の遅延に伴い、年度内完了が困難となったため。